

各務原市職員の昇給に係る取扱要綱

(平成29年2月20日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、各務原市職員の給与に関する条例（昭和38年条例第70号。以下「条例」という。）第6条第5項並びに各務原市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和46年規則第3号。以下「規則」という。）第35条及び第37条の規定に基づく職員の昇給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(勤務成績の証明)

第2条 規則第35条に規定する勤務成績の証明は、人事評価記録書（各務原市職員の人事評価実施規程（平成28年訓令第2号。以下「規程」という。）第2条第4号に規定する人事評価記録書をいう。以下同じ。）又は勤務の状況を示す事実に基づいて行うものとする。

2 規則第35条に規定する当該証明が得られない職員とは、昇給日前1年間の全部又は大部分を勤務していないことにより勤務成績を判定することができない職員をいう。

(A又はBの昇給区分の適用基準)

第3条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、規則第37条第1項第1号に規定するAの昇給区分を適用する。

- (1) 繁忙度、緊急度、困難度等が高い業務を遂行し、特に高く評価できる成果を挙げた場合
- (2) 組織における重要度が高い業務を遂行し、組織としての成果の向上に特に顕著な貢献をした場合
- (3) 高度の知識経験等を必要とする業務を適切に遂行し、特に顕著な業務処理能力の伸長が認められる場合
- (4) 基準期間（規則第37条第2項第1号に規定する基準期間をいう。以下同じ。）において行われた人事評価の総合得点（人事評価記録書の評語を別に定める方法により点数に換算し、当該点数を合計したものをいう。以下同じ。）の平均点が85点以上の場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が特に必要と認めた場合

2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、規則第37条第1項第2号に規定するBの昇給区分を適用する。

- (1) 繁忙度、緊急度、困難度等が高い業務を遂行し、高く評価できる成果を挙げた場合
- (2) 組織における重要度が高い業務を遂行し、組織としての成果の向上に顕著な貢献をした場合
- (3) 高度の知識経験等を必要とする業務を適切に遂行し、顕著な業務処理能力の伸長が認められる場合
- (4) 次に掲げる事由に該当した場合において、当該職員の公務に対する貢献が顕著であると認められるとき。
 - ア 遠隔の地その他生活の著しく不便な地に所在する勤務地に異動し、相当の期間勤務することとなった職員
 - イ 職務に直接関連する高度の免許等の資格を取得したこと等により職務遂行能力の顕著な向上があると認められる職員
- (5) 基準期間において行われた人事評価の総合得点の平均点が、70点以上85点未満の場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか市長が特に必要と認めた場合
(D又はEの昇給区分の適用基準)

第4条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、規則第37条第1項第4号に規定するDの昇給区分を適用する。

- (1) 基準期間において行われた人事評価の総合得点の平均点が35点以上55点未満の場合
- (2) 基準期間において、減給の処分（その対象となった事実の勤務成績に及ぼす影響の程度が軽微であると認められるものに限る。）又は戒告の処分（次項第2号に規定するものを除く。）を受けた場合。ただし、管理監督責任で処分を受けたものについては、別に定める。

2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、規則第37条第1項第5号に規定するEの昇給区分を適用する。

- (1) 基準期間において行われた人事評価の総合得点の平均点が35点未満の場合
- (2) 基準期間において、停職の処分、減給の処分（前項第2号に規定する処分を受けたものを除く。）又は戒告の処分（その対象となった事実の勤務成績に及ぼす影響の程度が著しいと認められるものに限る。）を受けた場合。ただし、管理監督責任で処分を受けたものについては、別に定める。

3 第1項第2号若しくは第3号又は前項第2号に掲げる職員で、前年度以前の昇給日においてこれらの規定に掲げる処分の直接の対象となった事象に基づき昇給区分を決定された職員について、相当と認めるときは、これらの規定に掲げる職員に該当しないものとして取り扱うことができる。

(調整等による総合得点)

第5条 規程第5条の規定による調整又は再調整(以下「調整等」という。)が行われ、当該調整前の全体評語(規程第2条第1号に規定する全体評語をいう。以下同じ。)が変更された場合における人事評価の総合得点は、次の表に定める点数とする。

区分	点数
調整等により全体評語がSに上がる場合	90点
調整等により全体評語がAに上がる場合	70点
調整等により全体評語がBに上がる場合	50点
調整等により全体評語がCに上がる場合	30点
調整等により全体評語がAに下がる場合	89点
調整等により全体評語がBに下がる場合	69点
調整等により全体評語がCに下がる場合	49点
調整等により全体評語がDに下がる場合	29点

(査定者)

第6条 職員の昇給の査定は、次のとおり行う。ただし、これにより難しい場合は、市長が別に定めるところに行う。

被査定者	第1次査定者	第2次査定者
部長	磯谷副市長	
特定職員(条例第10条の管理職手当を支給される職員をいう。以下同じ。)。ただし、部長を除く。	部長	
特定職員以外の職員	課長	部長

備考 この表において「部長」とは、各務原市行政組織規則(昭和46年規則第15号)第21条第1項に規定する部長又はこれに相当する職員をいう。

2 職員の昇給を査定する者(以下「査定者」という。)は、第3条及び第4条の適用基準に基づく昇給区分について、不均衡があると認めるときには、これを是正する

ことができる。この場合において、昇給に関する意見を必ず付すものとする。

(人員分布率等)

第7条 規則第37条第4項の市長の定める割合（以下「人員分布率」という。）は、次のとおりとする。

職員区分	昇給区分	A及びB
特定職員		100分の30以内。ただし、Aの昇給区分は、100分の10以内
特定職員以外の職員		100分の20以内。ただし、Aの昇給区分は、100分の5以内

2 第3条の規定にかかわらず、規則第37条第4項の規定により、前項に定める人員分布率を超えた場合においては、当該昇給区分が異なるときがある。

(昇給区分の決定)

第8条 査定者の査定結果を各務原市初任給、昇格、昇給等決定評価委員会設置要綱（平成15年12月24日決裁）に基づく各務原市初任給、昇格、昇給等決定評価委員会の審議に付し、その審議結果を市長に報告し、職員の昇給区分を決定する。

(実施状況の記録等)

第9条 職員の昇給については、その実施状況を適切に記録しておくものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、決裁の日から施行し、平成22年4月1日の職員の昇給に係るものから適用する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成23年4月1日の職員の昇給に係るものから適用する。

附 則（平成30年3月30日決裁）

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 改正後の各務原市職員の昇給に係る取扱要綱の規定は、平成30年4月1日の職員の昇給に係るものから適用する。